

光化学スモッグにご注意を

～注意報発令中は屋外での激しい運動を避けましょう～

市では「光化学スモッグ注意報」が発令された場合、防災行政無線とメール配信サービスでお知らせするとともに、行政サービスセンターや近隣センターなどに発令板を掲示します(閉庁・閉館時を除く)。また、県ホームページ・ちば大気環境メール・電話サービス(☎043-223-0551)でもお知らせしています。*メールサービスには事前登録が必要です。

光化学スモッグは、6月～9月の夏場を中心に、晴天で気温が高く風の弱い日に発生しやすくなります。光化学スモッグの影響で、目がチカチカしたり、喉が痛んだり、頭痛がしたりすることがあります。症状の軽い場合は、洗眼・うがいなどの応急手当てをして安静にしてください。症状が重い場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。光化学スモッグの原因となる窒素酸化物の排出を削減するため、車の運転はできるだけ控えましょう。運転時はアイドリングストップにご協力ください。

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484



6月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

市民相談	弁護士法律相談☎	11日(火)、13日(水)、18日(火)、20日(木)、25日(火) 9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714(予約は3日(月)8時30分～)
	行政相談	26日(水) 10時～12時 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714
	行政書士相談☎	19日(水) 13時～16時 市民相談室(本庁舎2階) (相続・遺言・成年後見など)行政書士会・木川☎7183-2132
	司法書士法律相談☎	21日(金) 10時～15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部☎080-5901-3236(平日13時～16時。予約は3日(月)～17日(月)まで)
	年金・労働相談☎	12日(水) 13時～17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会保険労務士会東葛支部☎047-345-9992(9時～15時)
	税務相談☎	21日(金) 10時～15時 市民相談室(本庁舎1階) 収税課☎7185-1349(予約は17日(月)8時30分～)
	不動産相談☎	14日(金) 市民相談室(本庁舎2階) 建築住宅課・内線601 (先着8組。予約は12日(水)まで)
	住宅相談☎	14日(金) 西別館4階会議室 建築住宅課・内線601 (先着4組。予約は7日(水)まで)
	消費生活相談	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～17時30分 消費生活センター☎7185-0999
	人権相談 電話	月～金曜日8時30分～17時15分 みんなの人権110番☎0570-003-110
	生活相談	月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
	健康相談	月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課☎7185-1126
	心の相談☎	24日(月) 13時30分～ 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421(予約は21日(金)まで)
	交通事故巡回相談☎	10日(月) 10時～15時 市民安全課(本庁舎地階)・内線485 (先着4組。予約は6日(水)まで)
	県民相談	子ども総合相談
ひとり親相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時(離婚・養育費・面会交流など) 子ども支援課(西別館2階)・内線849
DV・婦人相談		月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線393
結婚相談(☎優先)		木曜日 10時～17時 第1・3土曜日、第2・4日曜日 10時～19時(17時以降は開設日3日前までに要予約) 我孫子市結婚相談所 あび♡こい♡ハート☎7184-8100
若者就労支援相談☎		24日(月) 9時30分～12時30分 市民プラザ (おおむね40歳まで) 企業立地推進課☎7185-2214
地域職業相談		月～金曜日(祝日を除く)9時30分～17時 地域職業相談室(サンビーンズビル6階)☎7165-2786
介護とこころの相談☎		火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階)☎7165-2886
すまいの相談☎		金曜日 10時～16時(随時)、水・木曜日10時～12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階)☎7165-2886
福祉用具相談☎		火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階)☎7165-2886
児童相談		来所☎ 月～金曜日 9時～17時 柏児童相談所☎7131-7175 電話 月～金曜日 9時～17時 柏児童相談所☎7134-4152



介護保険料納入通知書を発送

介護保険料納入通知書は6月14日(金)に発送する予定です。

納付期限 普通徴収第1期…7月1日(月)

納付場所 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストア

*特別徴収(年金天引き)の方は介護保険料納入通知書でご確認ください。

〈介護保険料〉

10月からの消費税率引き上げにより、低所得者の保険料負担が軽減されるため介護保険料が変更となります(第1段階については消費税8%導入時に3万円から2万7000円に軽減しています)。

段階	軽減後(年額)	軽減前(年額)
第1段階	2万2500円	2万7000円
第2段階	3万1500円	3万9000円
第3段階	4万3500円	4万5000円

*第4段階以降の方の保険料に変更はありません。

☎ 高齢者支援課・内線313



児童手当の受給者は現況届の提出を忘れずに

受給者の方には6月5日(水)に現況届を発送する予定です。6月28日(金)(消印有効)までに現況届の提出がないと支払いを一時停止し、提出確認後に支払いを再開します。

*平成30年度現況届が未提出の方は30・31年度の2年分の現況届の提出が必要です。

対象 市内に住居登録している方(外国人の方も含む)で「支給対象となる児童」が0歳～中学校修了前の日本国内に居住する児童を養育する父または母で所得の高い方

支給月額 ○3歳未満…月額1万5000円 ○3歳～小学校修了前…第1子・第2子月額1万円、第3子以降…月額1万5000円 ○中学生…月額1万円 ○所得制限限度額【所得金額622万円+扶養親族数×38万円】を超える方…月額5000円

*児童の数え方は高校3年生までの児童の年長者から第1子、第2子の順番です。

提出書類 児童手当等現況届(押印)

添付書類

①厚生年金などの年金加入者は請求者の健康保険被保険者証の写し(健康保険者証で加入している年金が確認できない場合は、勤め先から「年金加入証明書」を取得していただく場合あり)

②児童と別居中などの場合は「別居監護申立書」と別居児童の通知カードまたはマイナンバーカードの写し

③口座変更希望者は振込口座変更届と通帳またはキャッシュカードの写し

提出先・☎ 同封の返信用封筒で郵送または持参。子ども支援課(西別館2階)・内線347*持参に限り市民課、各行政サービスセンターでも申請書を受け付けます。*審査は子ども支援課で行いますので不足書類が発生した場合、別途提出をお願いします。



7月2日(火)貸し出し分から 図書館資料延滞による貸出・予約停止方法を変更

図書館の資料は、一冊一冊が市民の皆さんの貴重な財産です。限られた資料を多くの皆さんに有効活用していただくために、返却期限日から7日を経過しても返却されない場合、自動的に貸出・予約が停止となります。はがきなどで事前通知はしませんのでご了承ください。

停止するサービス

◎貸出停止…貸し出しは一切できません。「ご用意できました」とお伝えした予約資料についても、貸し出しできません。予約中の状態に戻させていただきます。

◎予約停止…新たな予約の受付はできません。すでに受付している予約資料についても停止期間はご用意できません。

停止期間 延滞資料をすべて返却された時点で停止解除となります。

☎ 図書館アビスタ本館☎7184-1110